

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 5 年 3 月

福祉基盤課福祉人材確保対策室

目 次

重点事項		頁
1	福祉・介護人材確保対策について	2
2	地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について	3
3	外国人介護人材の受入環境整備の推進について	5
連絡事項		頁
第1	福祉・介護人材確保対策等について	
1	福祉・介護人材確保対策の推進	9
2	被災地における福祉・介護人材の確保	16
3	社会福祉士・介護福祉士資格について	17
4	その他の福祉・介護人材確保の推進	18
第2	外国人介護人材の受入れについて	
1	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	22
2	在留資格「介護」による受入れについて	24
3	技能実習制度(介護職種)による受入れについて	25
4	特定技能による受入れについて	26
5	「外国人介護人材受入環境整備事業」等の推進について	28
6	地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について	29
7	その他の取組について	30
参考資料		
1	福祉・介護人材確保対策等に係る関係資料	33
2	介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保	36
3	介護福祉士修学資金貸付事業等における過疎地特例の拡充	36
4	「介護のしごと魅力発信等事業」の取組強化	37
5	地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保	37
6	雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ	38
7	被災地における福祉・介護人材確保事業	38
8	被災地の介護人材確保について(チラシ)	39
9	「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の概要	40
10	都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況等	41
11	日本社会事業大学専門職大学院について	71
12	中央福祉学院において実施する研修(令和5年度)	73

13 福利厚生センター関係資料	75
14 国立保健医療科学院において実施する研修(令和5年度)	78
15 外国人介護人材受入れの仕組み	79
16 介護分野の外国人受入実績	80
17 「外国人介護人材の介護福祉士取得に向けた調査研究事業」について	80
18 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者に係る関係資料	81
19 在留資格「介護」に係る関係資料	84
20 技能実習制度(介護職種)に係る関係資料	86
21 特定技能に係る関係資料	88
22 「外国人介護人材受入環境整備事業」等に係る関係資料	83
23 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援に係る関係資料	97
24 その他外国人介護人材に係る取組について	99

重 点 事 项

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2019年度の介護職員数約211万人に加えて、2025年度末までに約32万人（合計で約243万人）、2040年度末までに約69万人（合計で約280万人）、2025年度末まででみれば、年間5.3万人程度の介護人材の確保が必要と見込んでいる。
- 介護分野における有効求人倍率は、依然として高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和5年度の取組

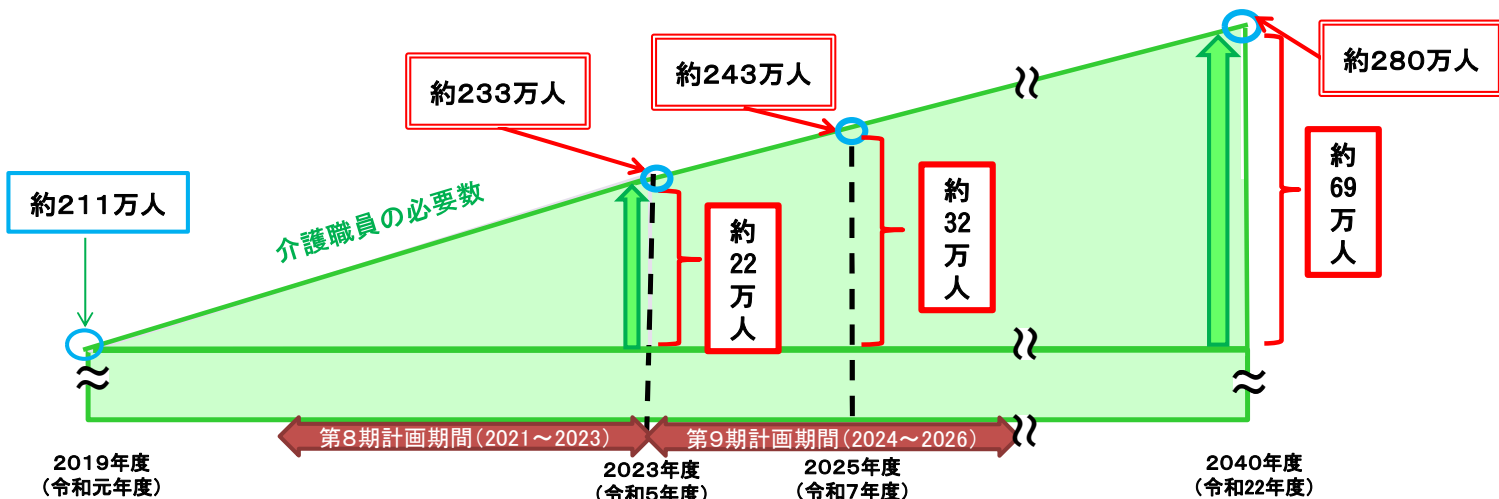
- 介護人材確保対策については、
 - 2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、2022年2月から、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施
 - 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
 - 介護ロボット・ICT等のテクノロジーを活用した生産性向上による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
 - 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発 等の総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 令和5年度予算案においては、
 - 介護福祉士修学資金貸付事業において、通常、介護の業務に5年間従事することで返還免除となる過疎地域で従事した場合は3年間で返還免除となる特例措置を設けているところであるが、この特例措置を離島地域等にも拡充
 - 「介護助手等普及推進員」による介護助手等希望者の掘り起こしや介護事業所への介護助手等の導入の働きかけについて、2023年度も引き続き実施
 - 新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するための「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ」について、2023年度も引き続き実施 等に取り組む。

(3) 依頼・連絡事項

- 令和5年度予算案において、新たな介護人材確保に係る事業も含め、必要な経費を計上していることから、各都道府県においても、必要な措置を講じるとともに、都道府県社会福祉協議会や関係団体、労働関係部局、市町村の福祉部局、市町村社会福祉協議会等と連携して、福祉・介護人材の確保を着実に推進いただきたい。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比
- ※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度(令和元年度)の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数(約233万人・243万人・280万人)については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度(平成30年度)分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

2 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について

(1) 現状・課題

- ・ 2015年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和5年度予算案においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の取組を支援していく。

(2) 令和5年度の取組

○令和5年度予算案においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしている。

・外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を行う取組について支援を行う。

・外国人介護人材研修支援事業

介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにする取組について支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 地域の介護現場の実情に応じ、新たに基金事業に位置づけた「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」及び「外国人介護人材研修支援事業」を実施していただくとともに、既存の「介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業」や「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」については、多様な人材の介護分野への参入促進や定着に資するものことから、同一の趣旨で実施する事業も含め全都道府県において積極的に実施していただくよう、お願いする。
- ・ また、事業計画策定に当たっては当該事業に求める適切なアウトカム、さらにそこへつながるアウトプットの設定など事業の更なる展開について必要な検討ができるよう計画いただきたい。

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内訳 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

(1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

補助率 2/3
実施主体 都道府県

- 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

(2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

外国人介護人材研修支援事業

令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内数 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

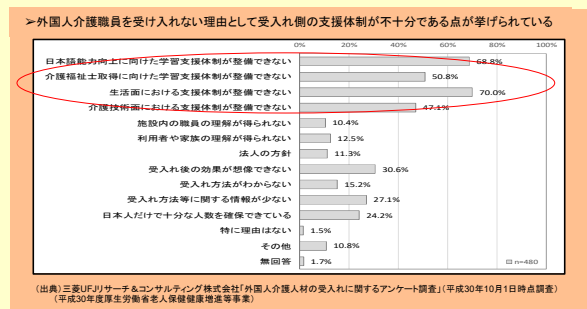
本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

○集合研修の実施等

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

- ▶ 都道府県が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策等として、「オンライン研修」の実施も可能。
- ▶ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- ▶ また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

【令和5年度予算案】 地域医療介護総合確保基金: 137億円の内数
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金: 386億円の内数

【事業目的】

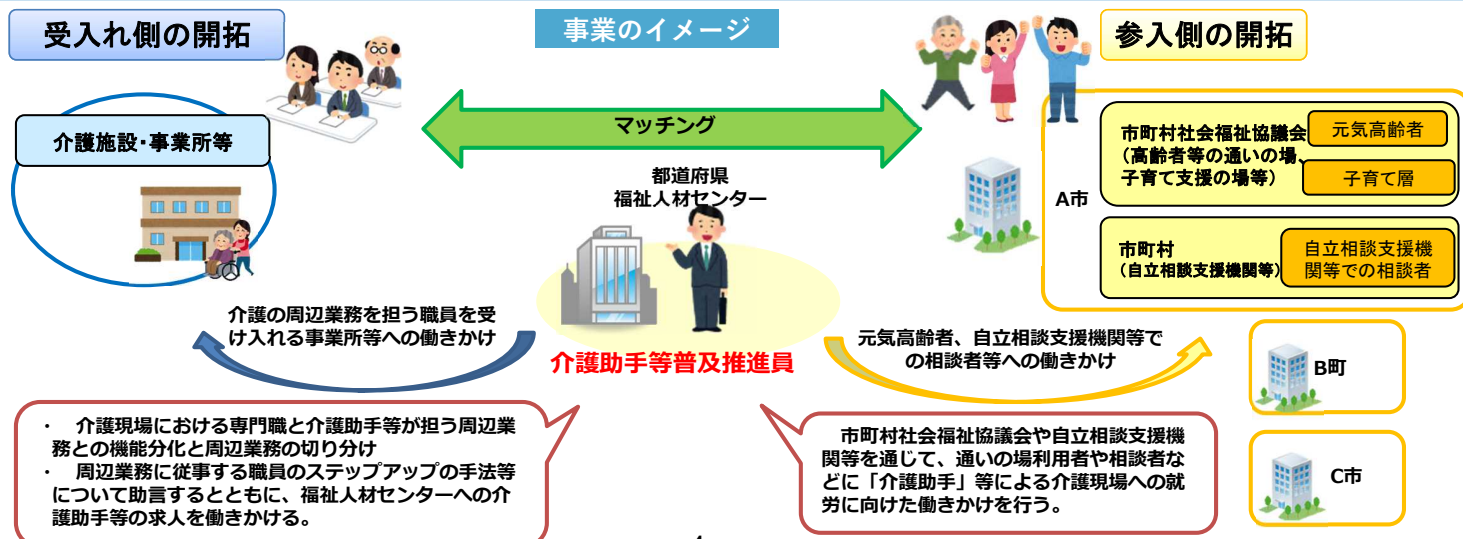
介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。

そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。

併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。



令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.3億円(3.6億円)
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数(137億円の内数)

※()内は前年度当初予算額

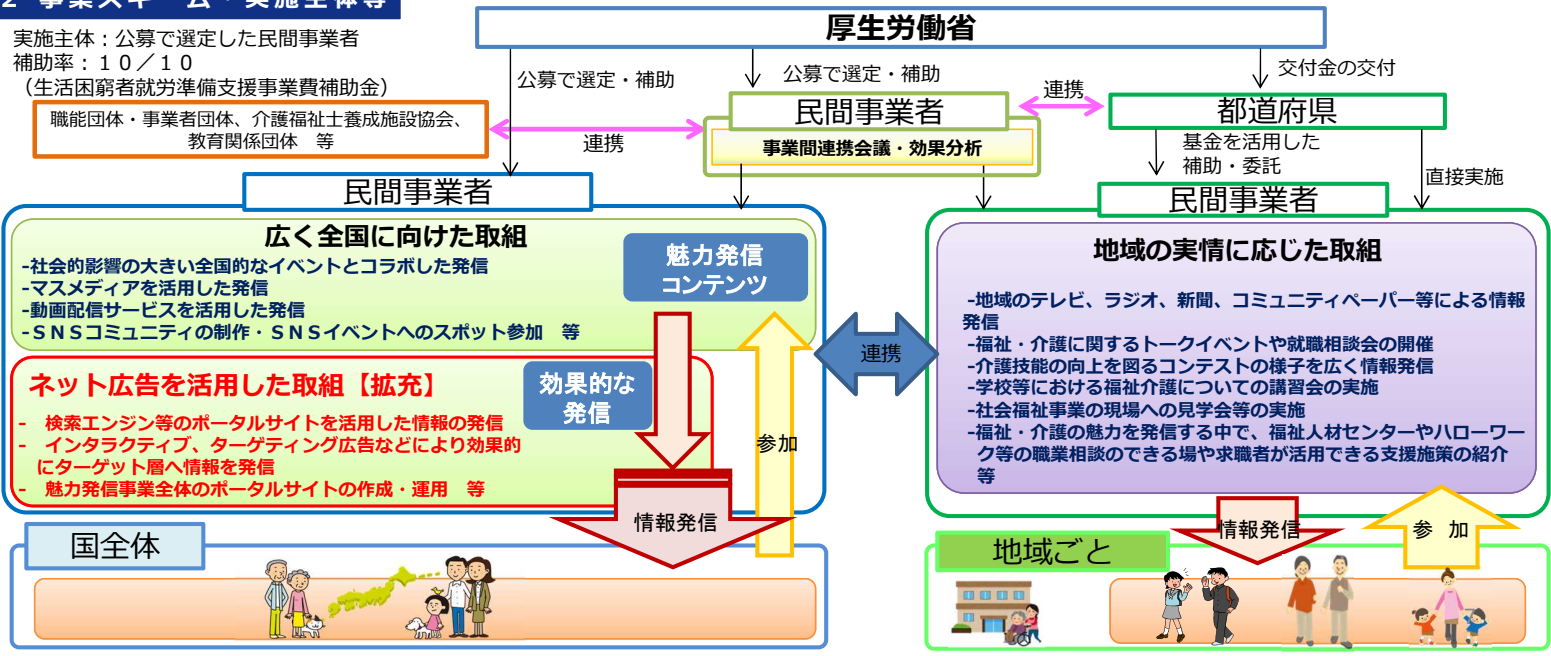
1 事業の目的

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和5年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツ(全国的イベント、テレビ、SNS等)をより多くの対象に提供するためのネット広告による情報発信に取り組むことで事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：公募で選定した民間事業者
補助率：10/10
(生活困窮者就労準備支援事業費補助金)

職能団体・事業者団体、介護福祉士養成施設協会、教育関係団体等



3 外国人介護人材の受入環境整備の推進について

(1) 現状・課題

- ・ 外国人介護人材の受入については、①EPA(経済連携協定)、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入を進めている。
- ・ 今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、引き続き、受入環境の整備を推進する必要がある。
- ・ 令和4年3月には水際対策の緩和により、介護事業所等において技能実習や特定技能の外国人介護人材の受入が進んでいる。

(2) 令和5年度の取組

- ・ 2023(令和5)年度においては、外国人介護人材の受入環境整備に向けて、引き続き日本語学習支援等に取り組むとともに、海外における日本の介護のPRにかかる情報発信及び定着支援に資する相談支援等を一体的に行えるよう「外国人介護人材受入・定着支援等事業」を創設し、実施する予定。
- ・ 2022(令和4)年度に、法務省において「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催。同会議における制度全体の議論を注視しつつ、介護現場での実情を踏まえ、外国人介護人材の在り方等についての必要な検討を進める。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 引き続き、特定技能による就労希望者等の外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業や、外国人介護人材の受入に当たってのコミュニケーション支援や資格取得支援、生活支援等を行う外国人介護人材受入施設等環境整備事業などの積極的な実施をお願いしたい。
- ・ 外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国においても、介護の日本語学習用の教材や特定技能に係る試験のテキスト、オンライン研修を実施する際の教材やマニュアルなど、各種支援ツールを作成しているため、これらのツールの積極的な活用もあわせてお願いしたい。
- ・ 外国人介護人材の受入・定着にあたっては、多文化共生や日本語教育等の担当部局と連携するとともに、介護福祉士国家資格の取得に向けた指導・教育体制についても留意するようお願いしたい。

外国人介護人材受入環境整備事業

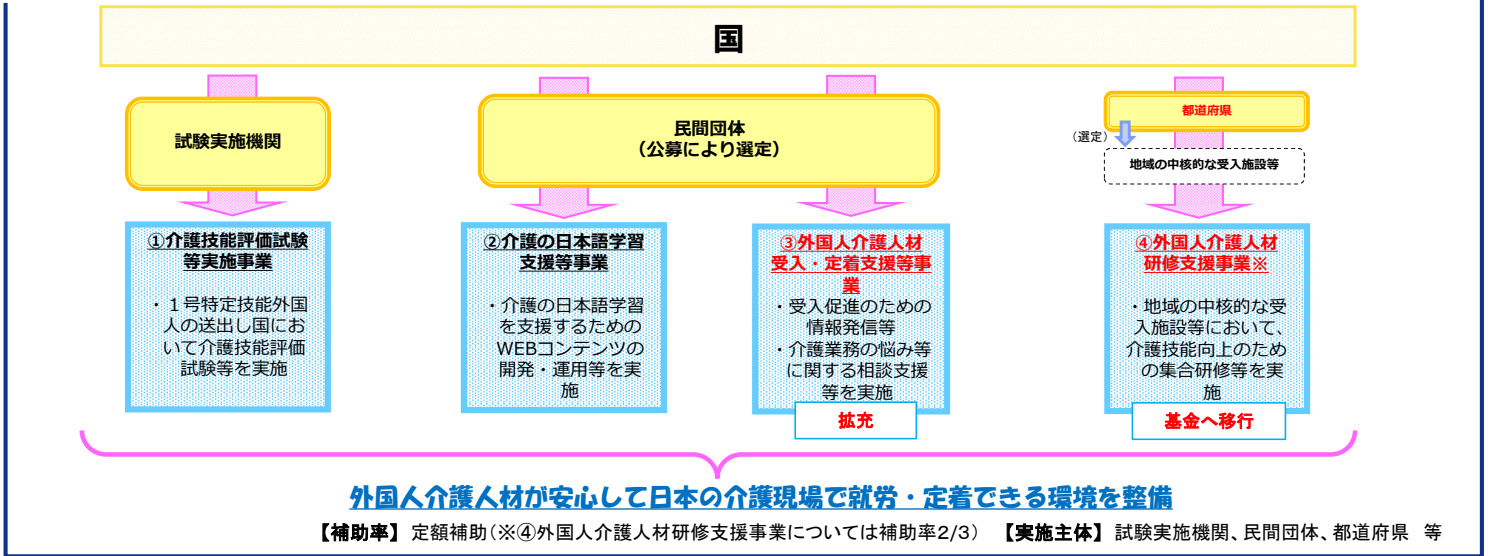
令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円（8.3億円）※（）内は前年度当初予算額

地域医療介護総合確保基金 137億円の内数

1 事業の目的・概要

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における1号特定技能外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ③ 受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援 【拡充】
- ④ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援

2 事業のスキーム・実施主体等



外国人介護人材受入・定着支援等事業

令和5年度予算案

1 事業の目的

- 本事業は、
 - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入を促進するとともに、
 - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、
 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 情報発信 (WEBやSNSを含む) 【拡充】

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- > 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- > 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. 相談支援の実施

- > 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- > 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

4. その他の相談支援等

- > 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- > 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容 (令和4年度)
【外国人介護人材受入環境整備事業】 (生活困窮者就労支援事業費等補助金)	
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施
【EPA介護福祉士候補者への支援】 (※1) 衛生関係指導者養成等委託費、(※2) 生活困窮者就労支援事業費等補助金)	
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業 (※1)	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (※2)	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (※2)	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】 (地域医療介護総合確保基金)	
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】 (地域医療介護総合確保基金)	
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成

基金へ移管

基金へ移管

事業名	事業内容 (令和5年度) (概算要求)
【外国人介護人材受入環境整備事業】 (生活困窮者就労支援事業費等補助金)	
介護技能評価試験等実施事業	1号特定技能外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
外国人介護人材受入・定着支援等事業	・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施 ・海外において日本の介護をPRし、就労を希望する1号特定技能外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
【EPA介護福祉士候補者への支援】 (※1) 衛生関係指導者養成等委託費、(※2) 生活困窮者就労支援事業費等補助金、(※3) 地域医療介護総合確保基金)	
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業 (※1)	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (※2)	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (※2)	障害者施設等が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (※3)	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助
【外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業】 (地域医療介護総合確保基金)	
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】 (地域医療介護総合確保基金)	
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施

連 絡 事 項

第1 福祉・介護人材確保対策等について

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 介護人材確保の方向性（参考資料1参照）

2021（令和3）年7月に公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護職員数を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、2023（令和5）年度末には約233万人、2025（令和7）年度末には約243万人が必要と見込んでいる。すなわち、2019（令和元）年度の介護職員数211万人に加えて、2023（令和5）年度末までに約22万人、2025（令和7）年度末までに約32万人の介護職員を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、2025（令和7）年度までの間、毎年約5.3万人の介護人材の確保が必要となるが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、全職業の有効求人倍率が低下している一方で、介護関係職種の有効求人倍率は3.98倍（2022（令和4）年11月）と依然として高い水準にある。また、今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されており（平成27年2月福祉人材確保専門委員会報告書）、生産年齢人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組や、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和4年度補正予算や令和5年度予算案において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県においては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組まれない。

(2) 都道府県の役割

都道府県においては、管内の雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、介護の仕事の魅力・社会的評価向上のための情報発信、人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材の確保に向けた取組を進めることが重要である。

このため、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る PDCA サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例を示しているため、事業ごとに適切なアウトカム、アウトプット指標の設定ができているか見直しを行うなど、各都道府県においては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付事業について（参考資料 2、3 参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としており、令和 4 年度補正予算において、当該事業における貸付原資として 11.9 億円を確保し、2023（令和 5）年度末に原資の不足が見込まれる都道府県に対して配分を行ったところ。

各都道府県においては、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施され

るよう引き続き取り組まれない。

なお、今後、2024（令和6）年度の予算編成に向け所要見込み調査を実施することとしているのでご協力をお願いします。本事業実施にあたっては、2012（平成24）年度以前に積み増し（配分）された貸付原資（いわゆる「旧原資」）を確実に使用するとともに、今後の所要見込みを算出する際には、実施団体及び介護福祉士養成施設等関係機関と連携のもと、事業ごとの利用者数の推移、返還見込み額の算出等執行見込み額を十分に精査していただくようお願いする。

また、通常、介護の業務に5年間従事することで返還免除となる過疎地域で従事した場合は3年間で返還免除となる特例措置を設けているところであるが、2023（令和5）年度より、この特例措置を離島地域等（介護報酬上の加算が設けられている離島及び中山間地域等）にも拡充することとしている。周知等を図り、更なる人材確保に努められたい。

（4）介護の仕事の魅力向上・理解促進に向けた取組（参考資料4参照）

介護人材の確保・定着を進めていくためには、「介護の仕事」についての理解促進を図ることにより、多くの国民が「介護の仕事」に対して魅力を感じる機運を醸成していくことが重要と考える。

国においては、2019（令和元）年度から「介護のしごと魅力発信等事業」（以下「魅力発信等事業」という。）を実施しているところであるが、2023（令和5）年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツをより多くの対象者へ提供するため、ネット広告等を活用した、これまでリーチしづらかった方々への積極的な情報発信を行い、介護の仕事の魅力・社会的評価の向上、介護の仕事に関する国民的理解の促進に向けた実効性のある取組を推進していくこととしている。

（5）地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進（参考資料5参照）

2015（平成27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取

組を支援しているところであり、令和5年度予算案においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

① 地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCA サイクルを確立することが重要である。目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から目標の設定状況について、2022（令和4）年度の目標の達成状況及び2023（令和5）年度の目標設定の報告を求める予定である。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用し、都道府県労働局・介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めるなど、地域が一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組まれない。

② 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いする。

特に介護に関する入門的研修は、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室事務連絡)により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、2021(令和3)年度からは中学校学習指導要領、2022(令和4)年度からは高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を促進するようお願いする。

また、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」(平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知)により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行っている。各都道府県においても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

③ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。また、2022(令和4)年12月23日に公表した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」においても当該事業の全都道府県での実施を目標として位置づけ、取組を促進していくこととしている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内自

治体、関係機関、関係団体等に周知いただきたい。

④ キャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成 29 年 10 月 4 日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が行われている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

⑤ 介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、2021（令和 3）年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸し付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援してい

るところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も2021（令和3）年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と一体的に実施することとしている。

両事業の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組まれない。

（6）雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害分野への就職支援について

（参考資料6参照）

2021（令和3）年度から、都道府県福祉人材センターと都道府県（人材開発主管部局）、都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の連携強化による就職支援のため、福祉人材センター主管部局や福祉人材センターにおいて、介護分野等の公的職業訓練についての周知や職業訓練における職場見学等の受入先確保のための調整を行っているところであるが、令和5年度予算案においても、これらの取組に必要な経費を計上しているため、引き続き、適切かつ着実に実施されるよう、願います。

（7）喀痰吸引等制度の円滑な実施について

① 研修機会の確保について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成が期待されている。

そのため、喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、その実施のための経費に対する補助や、新規に登録研修機関を開設する際の初年度経費に対する助成を行うことを可能としており、この仕組みを活用いただきたい。

併せて、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないために

他の都道府県での受講を余儀なくされることのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努められたい。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、実地研修先に医療機関を認めることが可能であるにも関わらず、これを介護施設等に限り、医療機関での実施を認めない運用としている例があるとの声もある。

喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図り、研修受講機会の確保に引き続きご尽力いただきたい。

② 指定都市等への情報提供について

指定都市、中核市及び市町村が介護保険法等に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこれらの情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

2 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料7、8参照）

福島県相双地域等（※）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の人材不足の状況が続いており、住民の帰

還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、2021（令和3）年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.5億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いする。

3 社会福祉士・介護福祉士資格について

(1) 社会福祉士養成における新カリキュラムについて

2020（令和2）年3月に改正した社会福祉士養成課程の新カリキュラムについては、養成施設の修業年限に応じて順次施行することとなっており、4年制の福祉系大学においては2021（令和3）年度から新カリキュラムによる履修が開始されたところ。

なお、2024（令和6）年度の第37回社会福祉士国家試験（2025（令和7）年2月実施予定）から新カリキュラムに沿った出題内容に切り替える予定としており、これに向けた検討会を2021（令和3）年7月から開催し、2022（令和4）年1月17日に報告書を取りまとめたところ。

養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑に新カリキュラムによる履修が開始されるよう、管内社会福祉士養成施設等への周知等に努めていただくようお願いする。

(2) 介護福祉士国家試験受験に係る実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証

明書を入手することができない事例が発生している。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から①施設（事業）種類、②職種、③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職（退職・事業者の廃業）時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いする。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いする。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

4 その他の福祉・介護人材確保の推進

(1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、2023（令和5）年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力いただきたい。

(2) 都道府県福祉人材センター機能の強化について (参考資料9参照)

福祉・介護人材の不足がひっ迫する中、福祉人材の確保・育成・定着等各種事業を担う福祉人材センターの一層の機能強化が必要である。都道府県福祉人材センターにおいては、『福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針』（2020（令和2）年3月、中央福祉人材センター策定。）に基づき、機能強化を図るための計画的な取り組みを進めており、2023（令和5）年度から第2次の3か年計画を開始する予定としている。

については、福祉人材の確保に向けて福祉人材センターの機能強化を図るため、各都道府県において、センターの体制整備や、求められる事業内容の検討など、センターとの一層の連携をお願いしたい。

(3) 教育委員会等と福祉人材センターとの連携促進について

福祉事業を担う人材の確保を継続的・安定的に行うため、都道府県福祉人材センターでは、将来的な福祉人材の確保に向けて、学童・生徒等に対し福祉の仕事や職場についての啓発事業を行っている。若いうちから、福祉について考えること、福祉の仕事の大切さやその意義を理解することは、将来の職業選択に大きな影響を及ぼすものである。

啓発活動の実施にあたっては、学校等教育現場の連携・協力が非常に重要であることから、学校等において福祉に関わる啓発事業を円滑に実施できるよう、都道府県及び市町村の教育委員会等教育関係者や学校教職員等の教育部局と福祉人材センターとの連携促進をお願いしたい。

(4) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

社会福祉法第95条の3に規定される届出については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるため、各

都道府県においては、当該届出制度について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等及び離職している介護福祉士等に対し、届出を増加させるための各種取組みを工夫して実施する等積極的な周知をお願いしたい。

(5) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成（参考資料 11 参照）

① 専門職大学院について

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

② 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いする。（2023（令和 5）年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL：<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

③ 地域共生社会に向けた分野横断的な社会福祉研修事業

2020（令和 2）年度から、日本社会事業大学において、生活困窮、児童虐待、ひきこもりなどの複合的な課題を抱える方々の増加に対応し、複雑化する地域の福祉課題を解決するための中核となる人材を育成するための研修を実施している。

地方公共団体の福祉専門職や管理職を主な対象とし、地域共生社会の実現に不可欠なソーシャルワークの視点を取り入れた分野横断的な研修を行っており、2023（令和 5）年度の事業の詳細は、おつて日本社会事業大学のホームページに掲載される予定であるので、職員の派遣と管内市町村への積極的に周知いただきたい。

※ URL：https://www.jcsw.ac.jp/about/gakuchoushitsu/kenshu_centre.html

(6) 全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）における福祉介護人材の養成

(参考資料 12 参照)

中央福祉学院で実施している社会福祉主事、施設長、児童福祉司の資格認定の通信課程及び社会福祉法人経営者等を対象とする 2023（令和 5）年度の研修会について、参考資料 12 のとおり開催するため周知をお願いしたい。

(7) 福利厚生センターにおける福祉・介護人材の福利厚生の充実（参考資料 13 参照）

福祉・介護人材の労働環境・処遇改善の観点からは福利厚生の充実が重要であるが、福利厚生センターは中小規模が多い社会福祉法人等に対する福利厚生事業を行う全国唯一の法人として、社会福祉法に基づく厚生労働大臣の指定を受け、現在では、1 万 2 千カ所を超える施設・事業所に勤務する 27 万人を超える会員に対し多種多様なサービスを提供している。各都道府県には事務局を設け、地域の実情に即したサービスも工夫し、福祉・介護人材の離職防止、定着促進の役割を担っている。

介護職員の離職率は低下傾向にあるものの、離職理由としては「職場の人間関係に問題があった」との回答がなお多く（（財）介護労働安定センター「令和 3 年度介護労働実態調査」）、良好な雰囲気職場づくりのために福利厚生の充実は重要と考えられる。都道府県におかれては、福祉・介護人材確保推進策の一環として、同センターの活動の周知等に引き続き協力いただきたい。

第2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている（参考資料 15、16 参照）。また、外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにする取組の支援や、介護福祉士国家資格の取得支援等の学習環境の整備等を実施していく。

令和4年度老人保健健康増進等事業により、外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に関する現状と課題を把握・整理し、引き続き在留を希望する外国人介護人材のための制度的な検討を含めた支援策や外国人介護人材のキャリア支援のあり方等について検討することを目的として、関係団体等からの意見聴取および検討委員会での議論等を実施しているところ（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の介護福祉士取得に向けた調査研究事業」）。本事業の成果物（報告書）については、2023（令和5）年4月以降にHP上で掲載予定である（参考資料 17 参照）。

その他、2022（令和4）年10月上旬に当省HPの「外国人介護人材の受入れについて」の内容等を整理し、より分かりやすいページとなるようリニューアルしたので、適宜ご参照いただきたい。（掲載先）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

1 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて （参考資料 18 参照）

（1）EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,275名（うち資格取得者635名）となっている（2023（令和5）年1月1日時点）。

EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

① 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、2023（令和5）年度より、地域医療介護総合確保基金（障害者施設等においては、従前どおり生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）により実施する予定であり、ご理解いただくようお願いする。

交付要綱等は追って正式にお示しする。

② 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

本事業については、厚生労働省の補助事業として2023（令和5）年度も引き続き実施予定である。

・標準的学習プログラムについて

EPA介護福祉士候補者が、介護の日本語及び介護の知識・技術（国家試験対策）を習得するために必要な、就労開始から国家試験受験までの一貫した学習プログラム及び候補者の学習方法や研修担当者の研修への関わり方等を具体的に取りまとめたもので、2012（平成24）年度に初版を発行している。

この度、EPA介護福祉士候補者の継続的な日本語学習への対応例、国家試験科目別学習のポイントに加え、コロナ禍以降オンライン学習が主流となったことに伴い充実させた講義動画等、多様化した学習支援コンテンツの紹介等を盛り込んだ第3改訂版を作成する。

（2）令和5年度の受入れスケジュール

2023（令和5）年度においても、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300名の受入れ枠（※）となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である 300 名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

(3) 「EPA に基づく外国人介護福祉士候補者が受入れ施設で習得する介護技術の統一的な評価方法を確立するための調査研究事業」について

(事業実施主体：公益社団法人 国際厚生事業団)

受入れ施設における EPA 候補者への介護技術の指導や評価の現状を調査を通して把握し、受入れ施設における研修内容の体系的構築および受入れ施設の研修担当者が EPA 候補者の介護技術の習得状況を適切に評価できるための方法について検討することを目的として、受入施設へのアンケート調査、ヒアリング調査及び検討委員会での議論等を実施しているところ。

2 在留資格「介護」による受入れについて（参考資料 19 参照）

在留資格「介護」については、2022（令和 4）年 6 月末現在、在留者数は、5,339 人となっている。

(1) 「在留資格「介護」の実態把握及び活躍支援に向けた研究事業」について

(事業実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士会)

在留資格「介護」の実態や課題を明らかにするとともに、具体的な実践例をヒアリングすることで、継続的に活躍できるための方策を検討しつつ、外国人介護人材の活動を促進するための活動支援の在り方や、介護現場における役割について提言することを目的として、アンケート調査、ヒアリング調査及び検討委員会での議論等を実施しているところ。本事業の成果物（報告書）については、日本介護福祉士会 HP に次年度以降に掲載予定である。また、引き続き、2023（令和 5）年度においても実態調査等を実施予定であるのでご協力をお願いしたい。

3 技能実習制度（介護職種）による受入れについて（参考資料 20 参照）

技能実習制度（介護職種）については、2022（令和4）年6月末現在、在留者数は15,011人となっている。

（1）「介護職種における技能実習生等の帰国後の活躍に関する調査研究事業」について

（事業実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）

技能実習等を終えた外国人介護職員の活躍の場となり得るアジア諸国の高齢者ケアサービスの実態について把握するとともに、日本で技能実習等を終えた外国人介護職員の母国等での活躍状況について、個別事例に基づき詳細を把握する。それらを踏まえ、技能実習制度の成果・効果を確認し、送り出し機関等に対し、技能実習制度の目的を理解するとともに、介護分野における技能実習の効果（主に技能移転に係る事項）に関する情報を提供することを目的として実施しているところ。

成果物等については、追って2023（令和5）年4月以降にお示しする予定である。

（2）「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導（OJT）の実態に関する調査研究事業」について

（事業実施主体：一般社団法人シルバーサービス振興会）

外国人介護人材の受入れを行っている施設等での現場指導（OJT）の実態について、指導にあたる者の経験年数やスキル、役職、どのような指導を行っているのか、また、指導の計画内容の分析、教材・指導方法の分析、指導する上での課題点、組織や職員及び利用者への波及効果等に関して、定量的なアンケート調査やこれを補完するヒアリング調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、調査結果を分析し、現場での指導の質の向上・均質化に向けた方策の検討を行うこととしている。

成果物等については、追って2023（令和5）年4月以降にお示しする予定である。

（参考）介護職種の優良な監理団体一覧について

許可監理団体（一般）

（掲載先） https://www.otit.go.jp/files/user/docs/221220_1.xlsx

許可監理団体（特定）

（掲載先） https://www.otit.go.jp/files/user/docs/221220_2.xlsx

令和4年12月20日現在 外国人技能実習機構のホームページ内の該当ファイルにリンク

※右欄の○（★）がついている監理団体が介護職種の優良な監理団体

4 特定技能による受入れについて（参考資料 21 参照）

(1) 受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、これまでに、フィリピン（マニラ、セブ、ダバオ）、インドネシア（ジャカルタ、スラバヤ、バンドン、ジョグジャカルタ、メダン、スマラン）、モンゴル（ウランバートル）、ネパール（カトマンズ）、カンボジア（プノンペン）、ミャンマー（ヤンゴン）、タイ（バンコク）、国内（47都道府県）、インド（グルグラム）、スリランカ（コロンボ）、ウズベキスタン（タシケント）にて試験を行っているが、2023（令和5）年より新たにバングラデシュ（ダッカ）で試験を開始した。具体的な予約方法や試験実施スケジュール等の詳細については、厚生労働省ホームページからリンクしている、試験実施主体のプロメトリック株式会社のホームページにてご確認いただくようお願いしたい。引き続き、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

また、2022（令和4）年12月現在、介護技能評価試験の受験者数は65,097名（うち合格者数は44,902名）、介護日本語評価試験の受験者数は58,393名（うち合格者数は45,756名）となっている。

(2) 海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

「外国人介護人材受入促進事業」（実施主体：株式会社エスピーリング東京）については、海外で日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

昨年度に引き続き、2022（令和4）年度においても、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」において、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook 及び YouTube チャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。2022（令和4）年度においては、ベトナム・インドネシア・フィリピン、タイの4国で既に実施しており、今後バングラデシュにてオンラインセミナーを開催予定である。加えて、国内の介護施設等で働く外国人をアンバサダーに任命し、日本での様子などさまざまな情報発信を行っている。

なお、本事業については、2022（令和4）年度を以て終了とし、後述の「外国人介護人材受入・定着支援等事業」に再編予定である。

Japan Care Worker Guide ホームページ：<https://japancwg.com/>

Youtube チャンネル：https://www.youtube.com/channel/UCkYaJ01EX05Ni9Yu96Wr_ew

(3) 外国人介護人材受入支援事業について

2022（令和4）年度に表記の事業について予算計上している自治体は34県である。

なお、本事業については、2023（令和5）年度より、地域医療介護総合確保基金により「外国人介護人材研修支援事業」として実施する予定であり、ご理解いただくようお願いいたします。

願いする。交付要綱等は追って正式にお示しする。

5 「外国人介護人材受入環境整備事業」等の推進について（参考資料 22 参照）

在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

① 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における1号特定技能外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

② 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

なお、日本語N3レベル学習に加え、新規でN2レベル学習コンテンツを年度内を目途に実装予定としており、今後も介護学習コンテンツの更なる充実を目指していく予定である。

③ 外国人介護人材受入・定着支援等事業

これまで実施してきた「外国人介護人材相談支援事業」については、受入から定着支援等を一体的に実施し、事業を効率的かつ円滑に実施していく観点から2023（令和5）年度より「外国人介護人材受入・定着支援等事業」として実施する予定である。

本事業は、海外からの外国人介護人材の受入促進を目的としたPRの取組を実施するとともに、介護業務の悩み等に関する相談対応、交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を通じた定着支援等を図ることを目的としている。

6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について（参考資料 23 参照）

外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニューとしては、以下のものがある。

① 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業（2018（平成 30）年度～）

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。

② 外国人留学生及び 1 号特定技能外国人のマッチング支援事業（2018（平成 30）年度～）

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

③ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業（2020（令和 2）年度～）

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

④ 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

若者世代に対して、将来、介護現場を担ってもらよう介護の専門性や意義などを伝達する。また、今後増加することが予想される外国人留学生に対して日本語学習等を行うことにより、質の高い介護人材の養成を推進する。

⑤ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

前述のとおり

⑥ 外国人介護人材研修支援事業

前述のとおり

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

7 その他の取組について（参考資料 24 参照）

(1) 外国人介護人材関連の自治体の取組事例について

外国人介護人材に関連する自治体での取組事例について、該当自治体（滋賀県、山形県）のご協力を得て概要資料を取りまとめたので、外国人介護人材施策をより一層推進していただく上での業務上の参考としていただきたい。

(2) 「外国人介護人材の質の向上等に資する調査研究事業」について

（事業実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会）

2020（令和2）年度には、養成校及び留学生のアンケート調査、国家試験の解答分析を行い、結果を踏まえて養成校教員向けのガイドラインを作成した。2021（令和3）年度には、養成校へのアンケート調査、授業参観、国家試験の解答分析等を行い、結果を踏まえて養成校教員向けの指導のポイントの作成を行ったところ。これらは養成校教員向けではあるが、EPA 介護福祉士候補者や介護福祉士取得を目指す外国人介護人材を指導する方にもご活用いただける内容となっている。

それらを踏まえ、2022（令和4）年度においては、留学生向けの「学習ハンドブック」を作成予定である。本ガイドブックには、介護福祉士養成施設で専門知識・技術を学ぶ意味の理解や自己学習の方法について記載予定である。これらの成果物等については、2023（令和5）年4月以降に日本介護福祉士養成施設協会等のHP上に掲載する予定である。

(3) 「外国人高齢者の効果的なケアのために外国人介護人材が果たす役割に関する調査研究事業」について

（事業実施主体：株式会社 NTT データ経営研究所）

国内の外国人高齢者の受入れ事例、外国人の在留が多い地域での施設、在宅での介護の状況をもとに、外国人高齢者に対して介護を行う際の配慮について検討・検証を行う。また、現在増加傾向にある東南アジア等の外国人高齢者に対して、同国出身のEPA

や技能実習等の外国人介護人材や受入れ施設・事業所のスタッフが対応することによる高齢者の心身への効果について、検討・検証を行うことを目的として実施しているところ。成果物等については、追って 2023（令和 5）年 4 月以降にお示しする予定である。

参 考 资 料

第1 福祉・介護人材確保対策等について

参考資料1

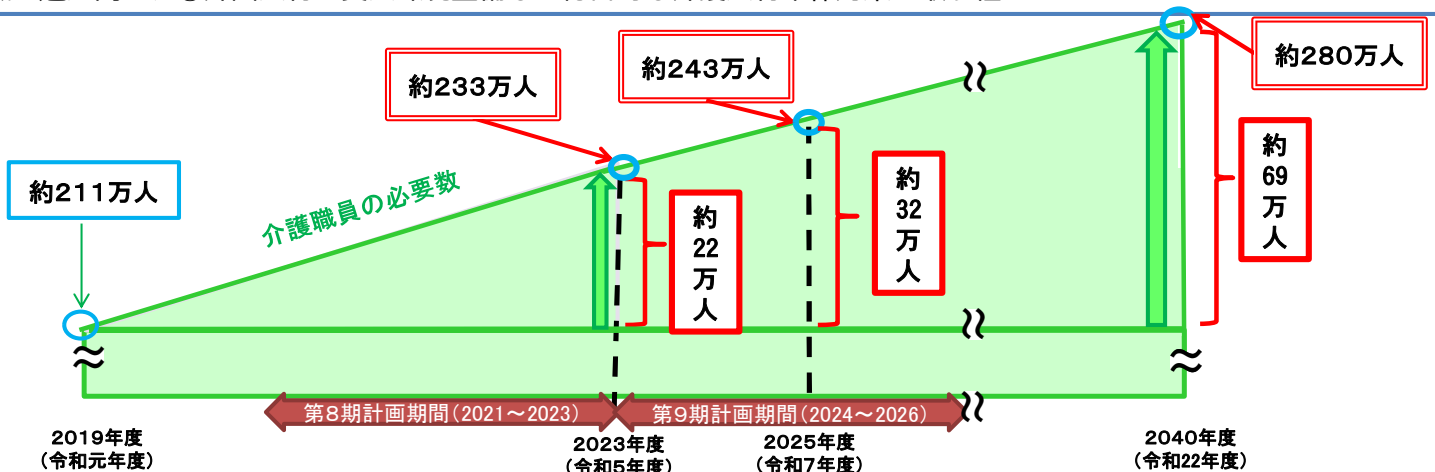
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
- 介護職員について、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、2022年2月から実施
- ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするとともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールの柔軟化を実施。

(実績)月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～)
- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職の魅力向上

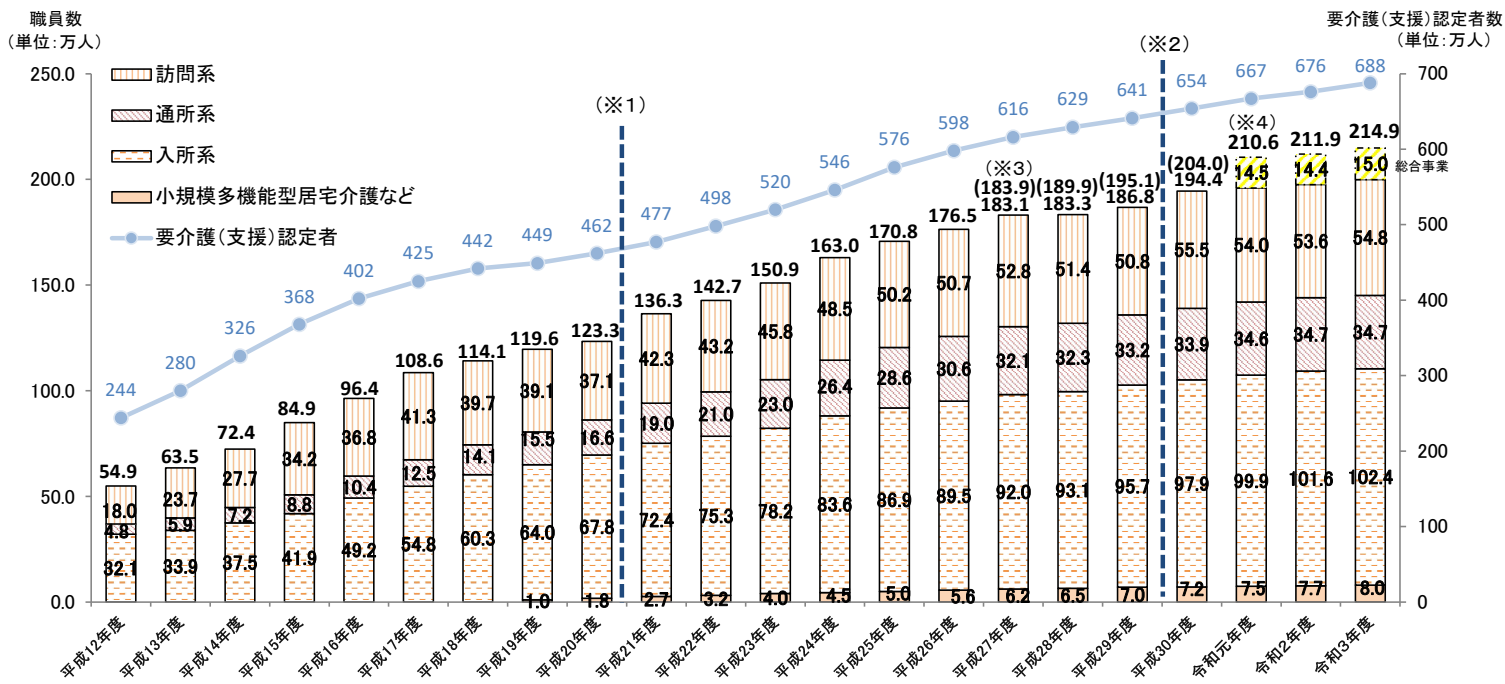
- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、新聞、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。

平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)

平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

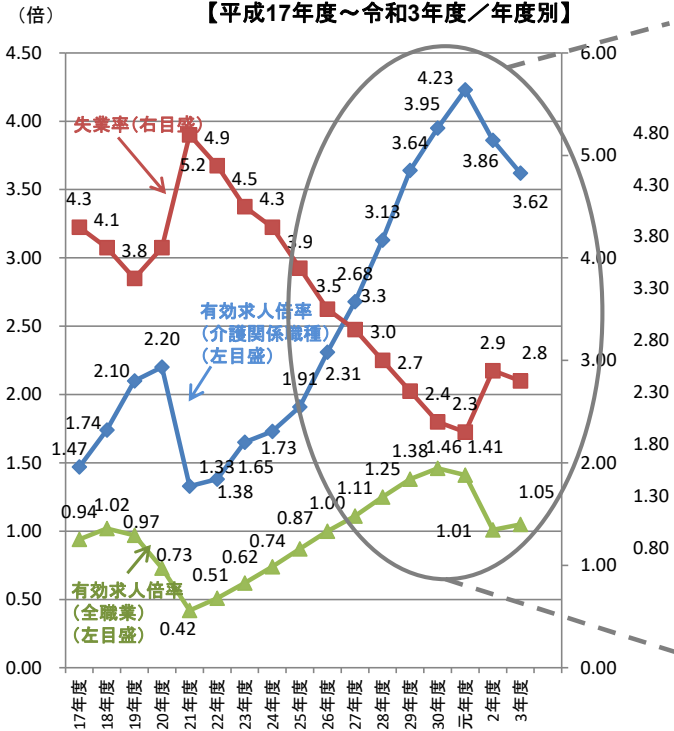
平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)

令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

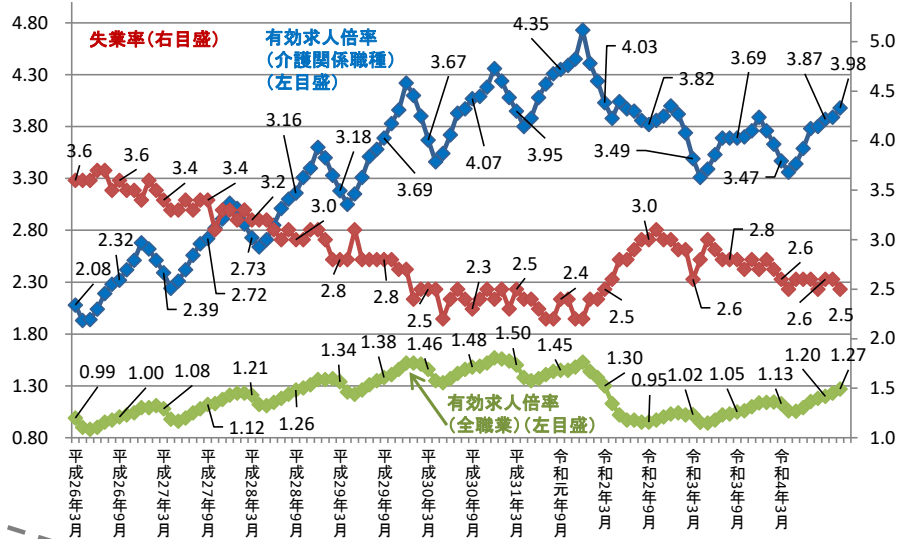
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和3年度/年度別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和4年11月/月別】



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

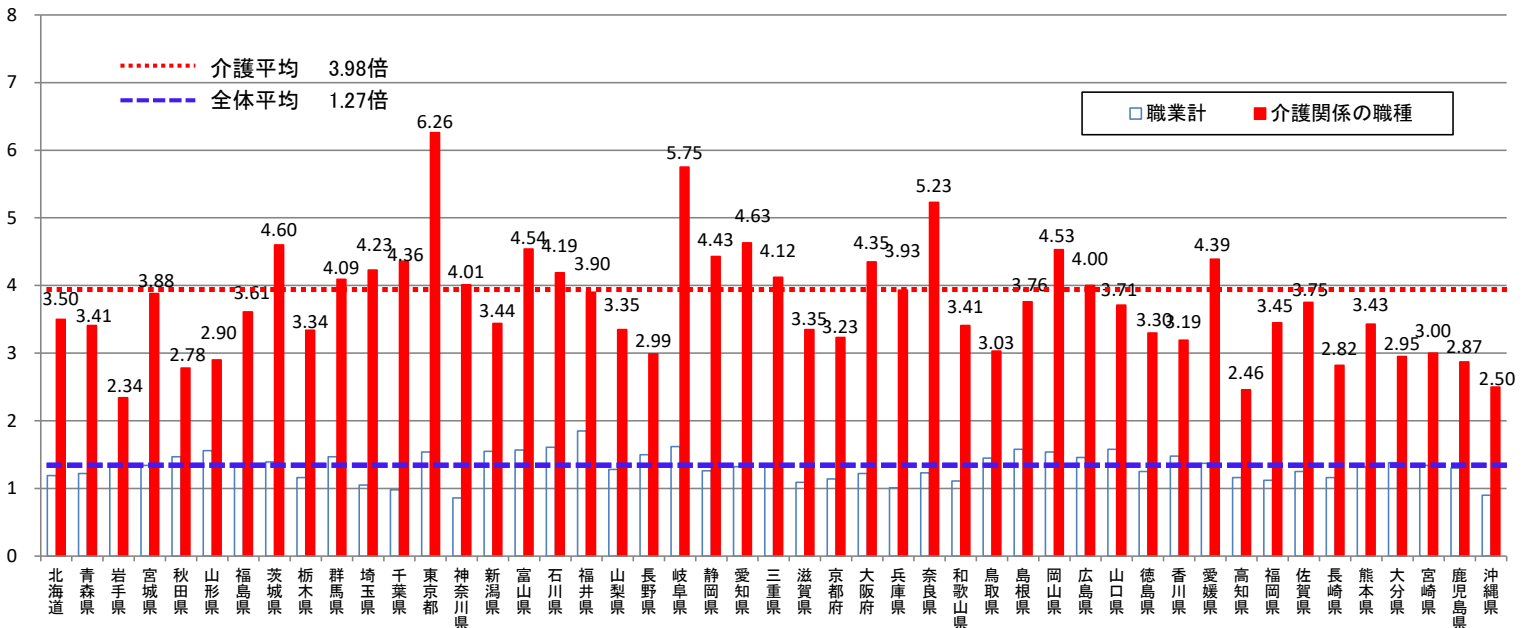
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和4年11月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」(注)介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

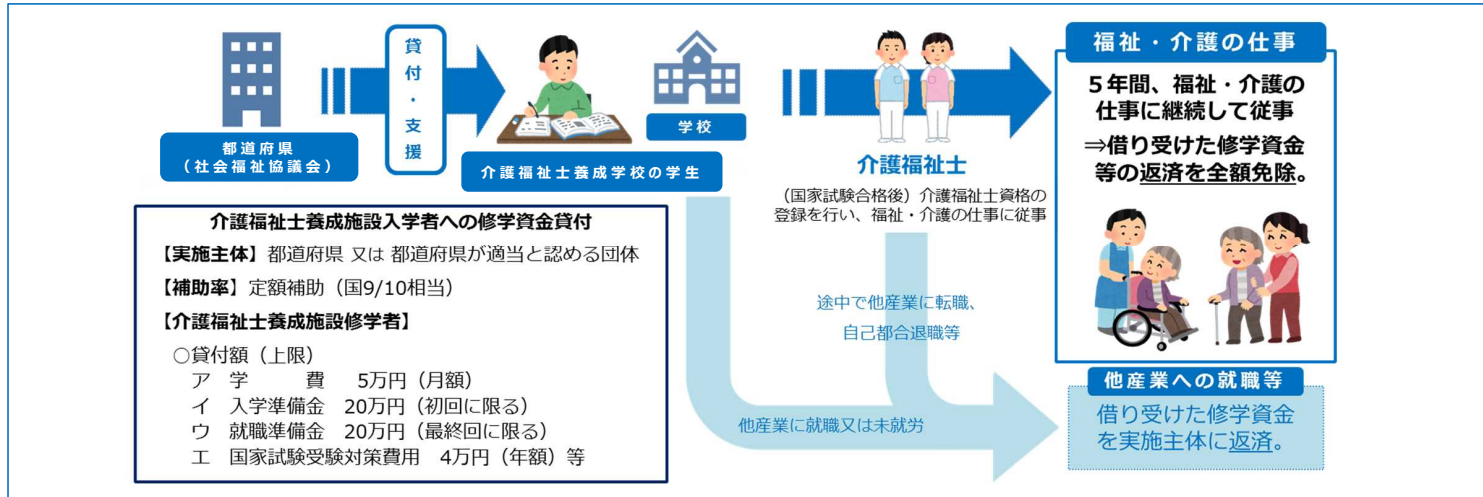
① 施策の目的

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

② 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和4年度内に見込まれる介護福祉士修学資金等貸付金の貸付需要に対応するため、必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。



介護福祉士修学資金貸付事業等における過疎地特例の拡充

1 事業の目的

介護福祉士修学資金貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

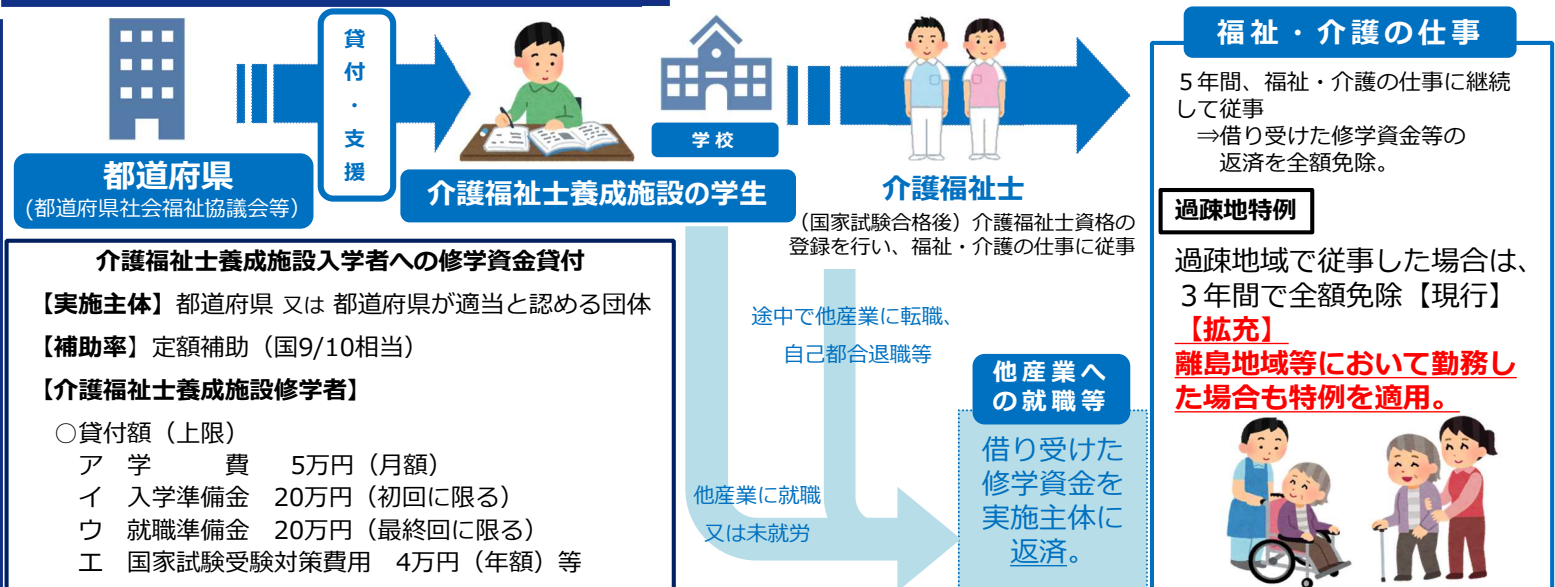
貸付を受けた学生は、卒業後介護の業務に5年間従事した場合に全額返還免除となること、介護人材の確保が困難である過疎地特例法対象地域においては3年間従事した場合に全額返還免除とする過疎地特例を設けている。

過疎地域の特例の趣旨を踏まえ、同様に介護人材を確保することが困難な離島地域等 (※1) **についても特例の対象とすることで、介護人材の参入促進を図る。** (※2)

(※1) …介護報酬上の加算が設けられている離島及び中山間地域等

(※2) …社会福祉士修学資金貸付事業も同様とする。

2 事業の概要 (実施主体等) ・スキーム



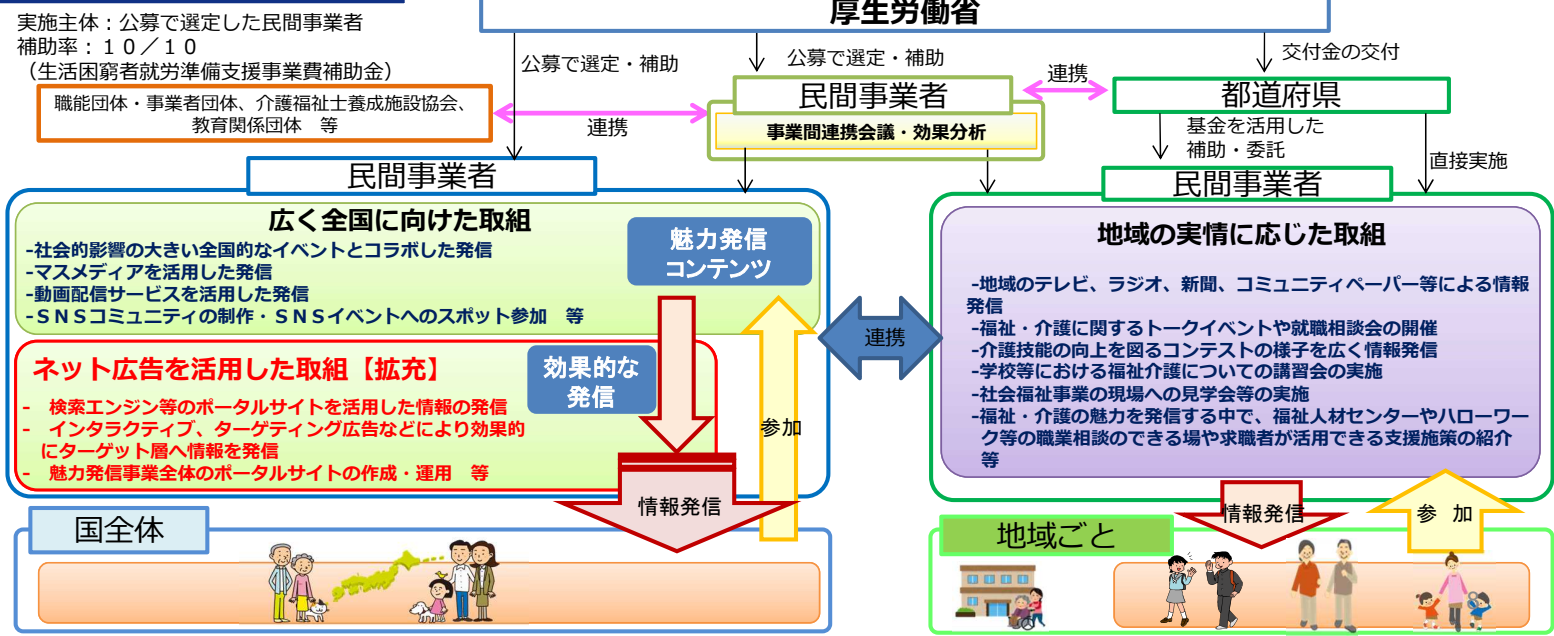
令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.3億円(3.6億円)
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数(137億円の内数)

※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和5年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツ(全国的イベント、テレビ、SNS等)をより多くの対象に提供するためのネット広告による情報発信に取り組むことで事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

令和5年度予算案:公費206億円(国費137億円)
令和4年度予算額:公費206億円(国費137億円)

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※赤字下線は令和5年度新規・拡充等

参入促進

- 地域における介護のしごとと魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- **外国人介護人材の研修支援**
- **外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援** 等

労働環境・処遇の改善

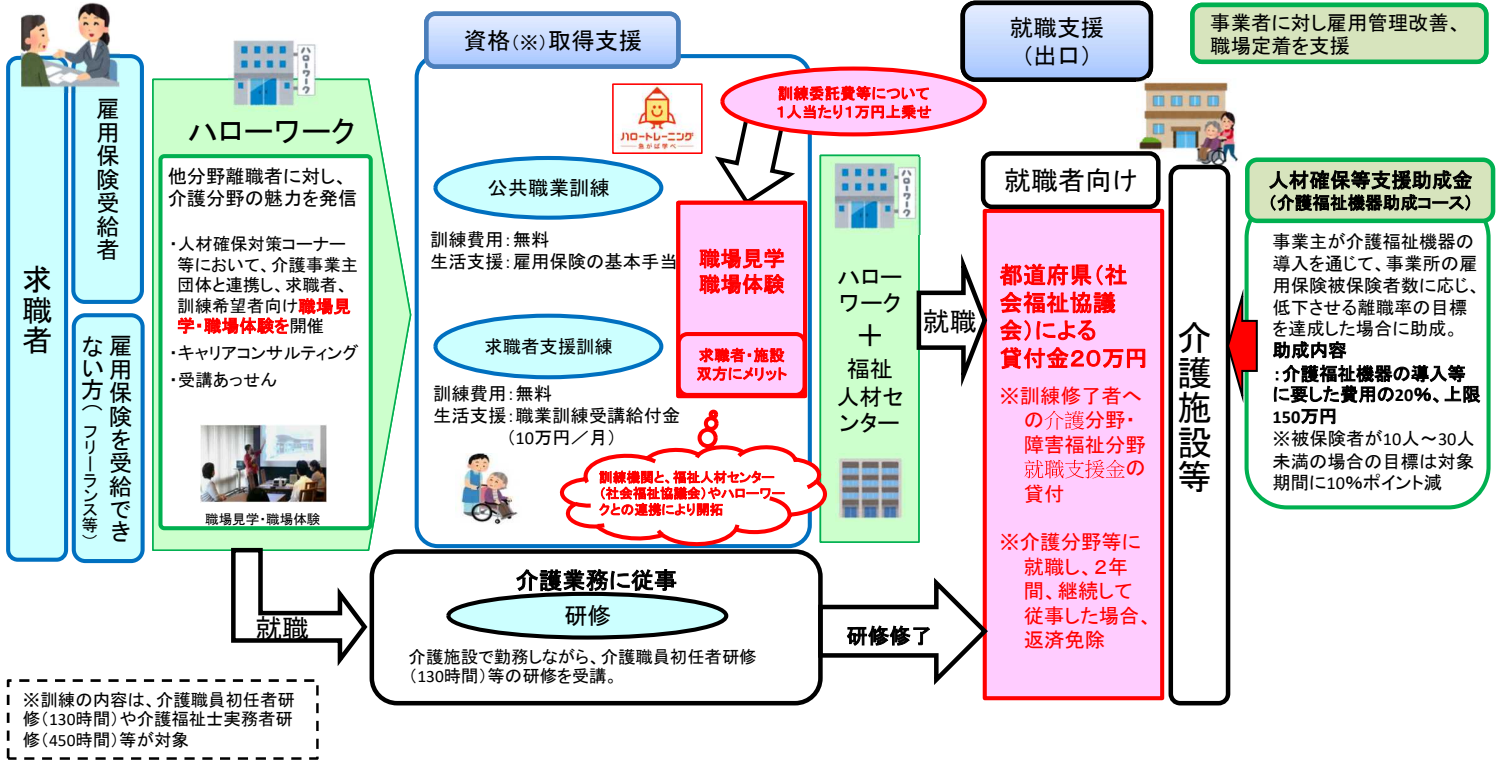
- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・**ICTの導入支援(拡充)** ※拡充分は令和5年度まで
 - ・**総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進**
 - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保(令和5年度継続)等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の実施
 - 介護施設に就職してから一定の研修を受けた場合も貸付金制度の対象であることを明確化
- ・ 介護事業者に対し雇用管理改善、職場定着を支援等を実施する。



被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

令和5年度当初予算案 1.5億円 (1.5億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体 補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
 - ※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金
 - ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
 - ・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
- ① 世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・ 単身赴任の場合… 20万円
- ② 自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・ 20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
 - ※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返済免除
- (4) 支援金 20万円を上限

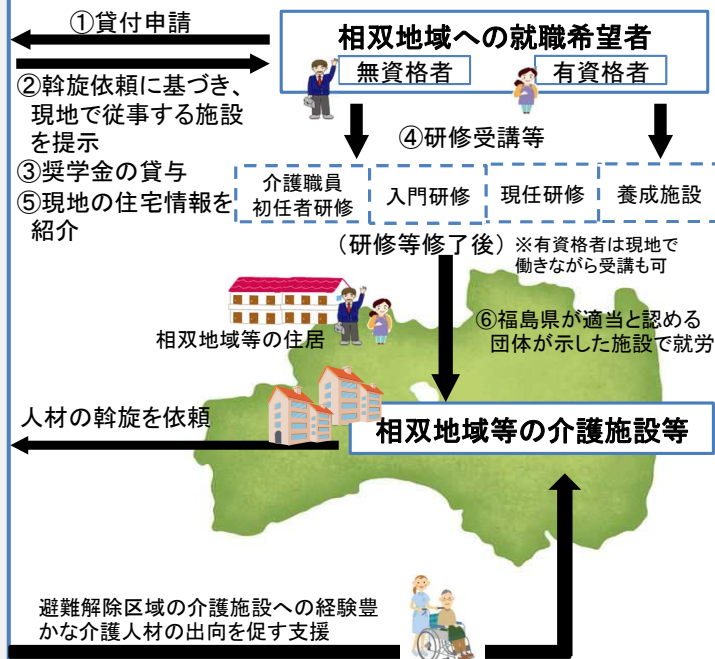
住まいの確保支援

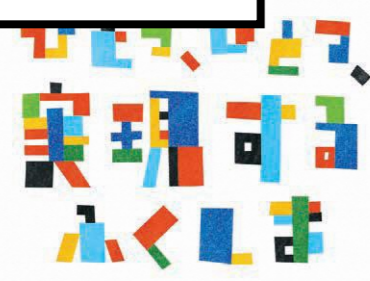
現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援





国としても、被災地の介護人材確保を支援しています。

※この事業は国（厚生労働省・復興庁）の「被災地における福祉・介護人材確保事業」を、福島県社会福祉協議会が実施主体となって行うものです。



福島県相双地域等（浜通り）で

介護職員として働きませんか

福島県外在住者向け **就職準備金等の貸付制度** 返還免除付き

研修受講料
(実費分)

15万円以内

就職準備金

50万円以内



詳しくはホームページをご覧ください

ふくしまで、咲こう。

検索

<https://www.f-kaigoshogaku.jp>

【お問い合わせ】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」担当まで

TEL **024-526-0045**

承認:東京メトロ

参考資料9

「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」の概要

目的 ○ 福祉人材センターは、創設以来四半世紀の間、福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取り組みを進めてきたが、福祉人材の恒常的な不足というこの難局において、**新たな決意をもって福祉人材確保に取り組みでいく必要**がある。

○ 「福祉人材センター機能の充実・強化のための活動指針」を策定し、福祉人材確保に関する課題と方向性を**全国の福祉人材センターが共有し、機能の充実・強化に向けて取り組む**こととする。

○ 具体的な取り組みにあたっては、**地域の実情を踏まえて課題と目標を設定**する。この取り組みを通じて、**多様な関係者との連携・協働**による福祉人材確保対策の推進し、**福祉人材センターの認知度や実績の更なる向上をめざす**。

期間 ○ 令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間（中間年等に見直しを行う。）

3つの方向性 ～社協らしさと強みの発揮～

社協らしさとセンターの強みの発揮

- 社会福祉協議会のネットワークを基盤に、さらなる関係者の参画を要請し、活動実践をめざす
- 社会福祉協議会全体で総合的に福祉人材確保に取り組む視点を持つ
- 地域福祉の観点から、地域共生社会を支える多様な人材の確保・養成に取り組む
- 課題を抱えた一人ひとりに寄り添う

関係者の連携・協働による取組の強化

- 福祉人材確保を目的としたプラットフォームを設置し、情報共有・協議、具体的協働事業に取り組む
- ハローワークとの相互協関係を一層強化し、求人・求職者情報の共有やイベントの共催などによりセンターの認知度向上に取り組む
- 教育関係者との連携による学童・生徒、保護者への啓発や魅力発信に取り組む

市町村域等での取組の強化

- 介護保険事業（支援）計画において「人材の確保・資質の向上」が記載され、計画的な推進が図られている中、市町村域等の圏域を意識した事業に取り組む
- 市町村域等での事業展開においては、市町村や市町村社協との連携を強化し、社協のネットワークを活かした事業展開に取り組む

福祉人材センターにおける5つの主要課題

すそ野拡大	すそ野拡大に向けた多様なアプローチ	事業者支援	福祉施設・事業所に 対する支援	マッチング	きめ細かなマッチング の強化と定着促進	魅力発信	魅力発信と将来的な 福祉人材の確保	連携促進	関係者の連携促進と 取組の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な人材の参入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材に届く新たなアプローチや働きかけの工夫 ・「介護に関する入門的研修」等の開催と情報提供の強化 ◆ ハローワーク等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な連携方策の工夫、専門相談を実施するハローワークとの連携 ◆ 学生への周知と活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンター等との関係づくり ・福祉現場からのリアルで魅力的な情報の発信 ◆ 就職氷河期世代への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・雇用拡大やマッチングに向けた支援の充実 ◆ 潜在有資格者の呼び戻し <ul style="list-style-type: none"> ・専門団体等の関係団体や研修機関等との連携による届出登録の促進 ◆ 情報発信の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や性別等の属性を考慮した情報ツール等、多様な手法を工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 魅力発信や求人活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・種別協議会等と連携し、事業者を支援することが必要 ◆ 多様な働き方への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材が参入可能な柔軟な働き方ができる求人や組織体制づくりのため、研修部門や種別協議会等との連携の下、事業者への働きかけが重要 ◆ 積極的な事業所訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者との信頼関係を構築するため、積極的な事業所訪問が重要 ・労務管理等の専門的支援には、社協事業や労働安定センター等と連携し、相談支援体制の構築・強化 ◆ 種別協議会等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・種別協議会等の広報誌、大会・研修会等での人材センター活用に向けた積極的な広報活動 ・種別協議会等と連携し、事業者の求人活動や労働環境改善を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 丁寧なニーズ把握と調整 <ul style="list-style-type: none"> ・「顔の見える関係」をつくり、求職・求人票で見えてこないニーズ等を丁寧に引き出すことが重要 ◆ 定着促進の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者とともに、入職後の支援に積極的に取り組むことが必要 ◆ 相談支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・基金等の活用によるキャリア支援専門員の安定的・継続的配置の促進 ◆ キャリア別研修会の開催等によるキャリア支援専門員等の資質向上 ◆ 専門的な支援を要する求職者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションとの連携による専門的な相談支援の実施 ・生活困窮者自立支援制度、日常生活自立支援事業等の活用や専門機関との連携による支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども、保護者等への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、自治体、学校、福祉教育所管部門と連携した、福祉教育や福祉体験の積極的な取り組み ・保護者、教員等、周囲の大人達に対する福祉の仕事の周知・啓発 ・教員に対する介護に関する入門的研修の受講促進や、教員免許取得希望者の介護等体験の充実 ◆ 当事者からの魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者から福祉の仕事の魅力を引きききと伝えられるよう、効果的な発信を工夫 ・SNSやVTRなど多様な媒体を活用し、幅広い世代に向けた発信方法を工夫 ◆ 教育関係者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等との連携強化による教育現場での理解促進 ・公民館等を活用した身近な地域での福祉・介護に関わる周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ プラットフォームづくり <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者のみならず、教育関係、経済団体、自治会やPTA等、分野を超えた幅広い関係者が集い、多様な企画や手法について創意工夫することが必要 ・プラットフォームは実効性のある協議の場とし、具体的な協働事業に取り組む ◆ 協働事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・業界として対応が求められるテーマを設定し、それぞれの組織の強みを活かした協働事業を推進 ・圏域を超える広域での取組、市町村域・日常生活圏域での取組など、様々な圏域における事業展開 					

